

令和6年度自主企画講座支援事業実施要領

1 目的

多くの市民が学習活動に取り組むきっかけとなる機会を創出するために、自主的に講座を企画運営する団体等を支援し、多様な学びの機会の充実を図る。

2 事業期間及び申請受付期間

- (1) 事業期間 令和6年5月13日から令和7年2月28日まで
- (2) 申請期間 令和6年4月22日から令和6年11月29日まで

3 申込条件

- (1) 実施団体は、市民が代表者を務め、市内で活動している団体であること。
- (2) 学習内容は初心者向けの講座として計画すること。
- (3) 市広報等で募集を行い、5名以上の市民が受講する講座であること。
(申請承認後から広報掲載まで約2か月要するため、講座開催日は可能な限りその後からとなるよう調整して計画すること。)
- (4) 会場の確保（予約・利用申請）、設営・撤去、受付、配布資料の作成、講師接待等は実施団体が行うこと。
- (5) 営利を目的としたり、特定の政党や宗教を支持・宣伝・普及する内容及び公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 講座開催にかかる財源として、他の助成金等を受けていないこと。
- (7) 実施団体が異なる場合でも、同様または類似の内容の講座は同一年度に概ね2回までとすること。（受講希望者が多数の場合は別途協議に応じること。）

4 支援内容

- (1) 講師謝金の助成
 - ア 講師謝金の単価は2千円/時間（1千円/30分）とし、1団体の年度上限を2万円とする。講師の旅費については、支給しない。
 - イ 講師は、原則として様々な知識、技能、経験を有する者とする。
 - ウ 出席者が3名に満たない開催日は対象外とする。
- (2) 会場使用料の免除（市内地区コミュニティセンターを会場とする場合）
- (3) 市広報等による募集
- (4) 開講前準備及び運営にかかる助言等

5 利用手続き

- (1) 実施団体は、自主企画講座開催申請書（様式第1号）をまちづくり推進課へ提出する。

- (2) まちづくり推進課は、上記の申請を審査し、自主企画講座開催（承認・非承認）通知書（様式第2号）を実施団体に交付する。
- (3) 実施団体は講座終了後、1か月以内に自主企画講座学習実績報告書（様式第3号）および実績資料（名簿並びに出席簿、状況写真等）をまちづくり推進課へ提出する。